

社団法人 神奈川県臨床衛生検査技師会定款

昭和57年3月13日制定
昭和57年6月11日認可
昭和58年4月1日一部改正
平成元年8月28日一部改正
平成20年5月24日一部改正

第1章 総 則

- (名称)
第1条 この法人は、社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会という。
- (事務所)
第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区山下町7番地 荻野ビル5階に置く。
- (目的)
第3条 この法人は、衛生思想の普及及び啓蒙並びに臨床衛生検査を通じての地域保健事業への協力を行うとともに、臨床衛生検査に関する技術及び知識の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。
- (事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)衛生思想の普及及び啓蒙
(2)臨床衛生検査技能を通じての地域保健事業への協力
(3)臨床衛生検査に関する調査、研究及び情報の提供
(4)検査の精度管理に関する調査、研究及び指導
(5)臨床検査技師及び衛生検査技師の資質向上に関する事業
(6)機関誌及び会報の発行
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- (会員の種類)
第5条 この法人の会員は、次の3種類とする。
(1)正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
(2)賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して、入会した個人又は法人
(3)名誉会員 この法人の事業に顕著な功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者
2. 正会員をもって民法上の社員とする。
- (入会)
第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (入会金及び会費)
第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会にお

いて定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2. 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
2. 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員にあつては、第2号に該当するとき）は、総会において、会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。
(1)会費を1年以上納入しないとき。
(2)この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立趣旨に反する行為をしたとき。
2. 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品の不返還)

- 第10条 既に納入した入会金、会費その他の抛出品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

- 第11条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1)会 長 | 1人 |
| (2)副会長 | 2人 |
| (3)常務理事 | 2人 |
| (4)理 事（会長、副会長及び常務理事を含む。） | 17人以上20人以内 |
| (5)監 事 | 2人 |

2. 理事及び監事は、総会において選任する。
3. 会長、副会長及び常務理事は、理事が互選し、総会が承認することにより定める。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
5. 役員に欠員を生じた場合は、欠員を生じた日から30日以内に補充する。

(役員職務)

- 第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の

ときはその職務を行う。

3. 常務理事は、常務を処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

2. 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第15条 この法人の事業達成のために、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて会長に助言する。
4. 参与は、会長の要請に応じて特別の事項を処理する。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1人その他の職員2人以内を置く。
3. 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年2回3月及び5月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3. 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

2. 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては、正会員、理事会においては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決の事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)会費
- (3)入会金
- (4)寄付金品
- (5)事業に伴う収入
- (6)資産から生ずる収入
- (7)その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第30条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度会長が作成し、その年度開始までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第31条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、毎事業年度会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

第7章 雑 則

(委任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとしその任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この定款は、認可の日(昭和57年6月11日)から施行する。

社団法人 神奈川県臨床衛生検査技師会

組織運営規程

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条から第18条）

第3章 運営（第19条から第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

別表1（地区及び班）

別表2（理事地区別定数）

別表3（役員推薦委員地区別定数）

第1章 総則

第1条 社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会（以下、会という）の組織及び運営は、定款によるほか、この規程の定むるところによる。

第2章 組織

（理事の定数及び選出）

第2条 理事の定数（会長、副会長である理事は除く）は15名以内とし、この理事の選出区分は別表1、地区別定数は別表2のとおりとする。

2. この会の運営上会長が必要と認めるときは、総会の承認により理事会の議を経て、2名以内増やすことができる。

3. 前二項の地区選出以外の理事は、全地区から選出する。

（常務理事会）

第3条 この会は、常務処理機関として常務理事会を置く。

2. 常務理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成し、この会の運営上必要と認めるときは、理事会の議を経て理事のなかから若干名を増すことができる。

3. 常務理事会は、会長が招集する。

4. 常務理事会は、毎月定期に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

5. 関係団体の役員については、常務理事会で協議のうえ、候補者名簿を理事会に提出するものとする。

（理事会）

第4条 理事会は、毎月定期に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

（地区及び班）

第5条 この会は、神奈川県を地域毎に区分し地区とし、地区内に班を置き、別表1のとおりとする。

（地区代表者会）

第6条 この会に会務の運営上各地区との連絡を密にするため、地区代表者会を置く。

2. 地区代表者会は、理事及び地区代表をもって構成する。
3. 地区代表者会は、会長が招集し、年1回以上開催する。

（役員推薦委員会）

第7条 この会に役員を推薦するため、役員推薦委員会を置く。

2. 役員推薦委員会は正会員をもって構成する。推薦委員の選出は別表3に基づく地区毎に選出し、総会の承認を得る。
3. 委員長は、委員の互選により選出する。

（役員推薦委員の任期）

第8条 役員推薦委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員推薦委員会の招集）

第9条 役員推薦委員会は、会長と協議のうえ委員長が招集する。

（役員候補者名簿の提出）

第10条 役員推薦委員は、各地区内で協議した役員候補者名簿（会長、副会長を含む）を、定期総会の30日前までに委員長に提出するものとする。

2. 関係団体の役員については、役員推薦委員会と常務理事会と協議のうえ、候補者名簿を理事会に提出するものとする。

（役員の推薦及び投票）

第11条 役員推薦委員会は、候補者名簿にしたがい、役員候補者を本人の承諾を得て推薦し、委員長が総会に提出して総会の承認を得なければならない。

2. 総会において、投票による決定の場合、複数の役員については、完全連記、他は単記とし、決定は高点順とする。
3. 関係団体の役員については、理事会の承認を得なければならない。

（地区代表）

第12条 地区代表は、別表1に基づく地区毎に協議のうえ選出し、会長に報告し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2. 地区代表は、その地区を代表し、地区活動の推進にあたるとともに、地区代表者会に出席する。
3. 地区代表は、この会の運営に関する事項につ

いては、運営企画部とともに地区集会を開き
会員と協議しなければならない。

4. 地区代表は、役員推薦委員会の要請に基づく
会長の指示により、会員と協議して当該地区
並びに県下全地区から役員候補者を選出し、
推薦理由を付して地区役員推薦委員に届け出
なければならない。

(班長)

第13条 班長は、別表1に基づく班毎に協議のうえ選
出し、地区代表が会長に報告し、理事会の議
を経て、会長が委嘱する。

2. 班長は、地区代表とともに、班並びに地区活
動の推進にあたる。

(施設連絡担当者)

第14条 施設連絡担当者は、会員の施設毎に選出し、
班長を経て地区代表が会長に報告する。

2. 施設連絡担当者は、入会促進、会費の納入及
び諸通信連絡の円滑化を図るものとする。

(専門委員会)

第15条 この会に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、こ
の結果を答申する。
3. 専門委員の定数は、理事会で定める。
4. 委員は、会長が委嘱し、委員長は原則として
委員の互選とする。
5. 専門委員会は、会長が招集する。

(編集委員会)

第16条 この会に編集委員会を置く。

2. 編集委員会は、機関誌等の企画、編集、発行
を行う。
3. 編集委員の定数は、理事会で定める。
4. 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選に
より選出する。
5. 編集委員会は、事業部が統括する。

(渉外委員会)

第17条 この会に渉外委員会をおく。

2. 渉外委員会は、この会の渉外に関するものを
行う。
3. 渉外委員会の定数は、理事会で定める。
4. 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選に
より選出する。
5. 渉外委員会は、運営企画部が統括する。

(広報委員会)

第18条 この会に広報委員会をおく。

2. 広報委員会は、この会の広報に関するものを
行う。
3. 広報委員会の定数は、理事会で定める。
4. 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選に
より選出する。
5. 広報委員会は、広報部が統括する。

(企画委員会)

第19条 この会に企画委員会をおく。

2. 企画委員会は、企画調査に関するものを行う。
3. 企画委員会の定数は、理事会で定める。
4. 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選に
より選出する。
5. 企画委員会は、運営企画部が統括する。

(部門別検査研究班)

第20条 この会の事業を行うために事業部が統括す
る部門別検査研究班（以下、研究班という）
を置く。

2. 研究班の組織、運用及び事業活動については、
別に定める。

第3章 運営

(部及び役職)

第21条 この会の業務を行うために事業部、運営企画
部、事務部、会計部および広報部を置く。

2. 各部に部長を置く。
3. 部長は、会長が指名し、理事会の承認を得る
ものとする。

(副会長)

第22条 副会長は、分担して各部の業務を掌理する。

(常務理事)

第23条 常務理事は、分担して各部の常務処理にあ
たる。

(事業部)

第24条 事業部においては、次の業務を司る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓発に関す
ること
- (2) 臨床衛生検査技能による地域保健事業への
協力に関すること
- (3) 臨床衛生検査に関する調査、研究及び情報
の提供に関すること
- (4) 検査の精度管理に関する調査、研究、指導
に関すること
- (5) 機関誌及び会員名簿の発行に関すること
- (6) 地域啓発のための講演会、講習会、研修会
等による学術交流及び学会の開催に関する
こと
- (7) 臨床衛生検査技能及び精度管理等に関し、
会員の資質向上のための研究班の運用に関
すること
- (8) 救急センター事業に関すること
- (9) その他臨床検査等の学術に関すること

(運営企画部)

第25条 運営企画部においては、次の業務を司る。

- (1) 地区活動の推進及び組織強化に関すること
- (2) 地区集会及び職場連絡会に関すること
- (3) 会員の親睦に関すること

- (4) 臨床検査技師資格等の改善による身分の向上に関する事
- (5) 関係法規に関する事
- (6) 臨床検査技師教育機関に関する事
- (7) 離職会員の実態把握及び社会的連携等に関する事
- (8) 関係団体との連携に関する事
- (9) 臨床検査技師、衛生検査技師業務の啓発宣伝に関する事
- (10) その他会の運営企画に関する事

(広報部)

第26条 広報部においては、次の業務を司る。

- (1) 会報の企画、編集、発行に関する事
- (2) ホームページの企画、編集、運営に関する事
- (3) その他この会の広報に関する事

(事務部)

第27条 事務部においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、諸規程に関する事
- (2) 会務の報告に関する事
- (3) 文書の授受発行に関する事
- (4) 会議並びに議事録に関する事
- (5) 会の資産管理に関する事
- (6) 会の印鑑等の保管、管理に関する事
- (7) 会員との連絡事務に関する事
- (8) 関係団体との関係事務に関する事
- (9) その他各部の主管に属さない事務的な事

(会計部)

第28条 会計部においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管、出納に関する事
- (3) 会の財政の確立に関する事
- (4) 会の年度予算の編成に関する事
- (5) 会の収支決算の作成に関する事
- (6) 入会金、会費等の徴収に関する事
- (7) 毎月の経理状況の報告に関する事
- (8) 物品の管理に関する事
- (9) 地区、研究班の収入及び支出の管理に関する事
- (10) 関係団体との会計事務に関する事
- (11) その他会計に関する事

(入会金及び会費)

第29条 定款第7条第1項及び第2項の入会金及び会費は、細則の定めるところによる。

第4章 雑則

第30条 この規程は、理事会の議を経なければ変更することはできない。

附 則

1. この規程は、昭和57年7月15日から施行する。

平成 4年	3月14日	一部改訂
平成 4年	7月11日	一部改訂
平成 7年	7月13日	一部改訂
平成10年	2月12日	一部改訂
平成10年	7月 9日	一部改訂
平成11年	11月 9日	一部改訂
平成13年	4月12日	一部改訂
平成13年	6月17日	一部改訂
平成14年	6月 1日	一部改訂
平成15年	4月19日	一部改訂

別表1 (地区及び班)

地 区	班	範 囲
川 崎	第1班	川崎市・幸区
	第2班	中原区・高津区・多摩区・宮前区・麻生区
横浜 I	第1班	鶴見区・港北区・神奈川区・緑区・青葉区・都筑区
	第2班	保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・西区
横浜 II	第1班	中区・南区
	第2班	港南区・戸塚区・栄区・泉区
	第3班	磯子区・金沢区
横須賀	第1班	横須賀市北部
	第2班	横須賀市南部・逗子市・三浦市・三浦郡
湘 南	第1班	藤沢市・鎌倉市
	第2班	茅ヶ崎市・平塚市・中郡
西 湘	第1班	小田原市・南足柄市・足柄下郡
	第2班	秦野市・足柄上郡
県 央	第1班	相模原市・津久井郡
	第2班	厚木市・伊勢原市・愛甲郡
	第3班	相模原市の一部・大和市・座間市・海老名市・綾瀬市

別表2 (理事地区別定数)

区分	地 区						
名称	川崎	横浜 I	横浜 II	横須賀	湘南	西湘	県央
定数	2	3	3	1	1	1	4

別表3 (役員推薦委員地区別定数)

区分	地 区						
名称	川崎	横浜 I	横浜 II	横須賀	湘南	西湘	県央
定数	2	2	2	1	1	1	3

細 則

(入会金及び会費)

- 第1条 この会の入会金及び会費は、次の通りとする。
- (1) 正会員の入会金は入会時に500円、会費は1ヵ年8,000円
 - (2) 賛助会員の入会金は入会時に1,000円、会費は1ヵ年30,000円
 - (3) 名誉会員は、この会の会費は免除する。関係団体の会費は、この会が負担する。
2. 会員が会員資格の継続を希望するときは、毎年3月末日までに次年度会費を前納しなければならない。

(関係団体の入会金及び会費)

- 第2条 関係団体の入会金及び会費は、それぞれの団体で決定した金額とする。
2. 組織運営規程第25条第8号、第27条第8号の規定により、必要事務を取り扱う。

(県外技師会会員、特例会員(学生等)の会費)

- 第3条 この会へ入会を希望する個人で、次に該当する者は、第1条第1項の入会金及び会費のみとすることができる。
- (1) 他の都道府県技師会会員で、この会へ入会の希望の申し出があったとき
 - (2) 特例会員(学生等)でこの会へ入会の希望の申し出があったとき
2. 前項の入会については、理事会の承認を得るものとする。

第4条 この会を退会するものは、会員手続き届け出用紙に必要事項を記入しの上会長に届け出さなければ成らない。

- (1) 会期は4月より翌年3月末となっているので3月末までに会費の納入を完了するものとする。
 - (2) 4月1日に未納者に督促状を郵送する。また5月末までは、みなし会員の扱いとする。
2. 会長が不要と認めた場合を除き、6月以降の再入会は、入会金と会費を徴収するものとする。

(雑則)

第5条 この細則は、理事会の議を経なければ変更することはできない。

附則1. この細則は、昭和57年7月15日から施行する。

昭和59年	7月28日	一部改訂
昭和62年	4月1日	一部改訂
平成4年	3月14日	一部改訂
平成4年	7月11日	一部改訂
平成7年	7月13日	一部改訂
平成7年	9月1日	一部改訂
平成10年	2月12日	一部改訂
平成10年	3月7日	一部改訂
平成13年	8月3日	一部改訂
平成15年	4月19日	一部改訂

部門別検査研究班組織運用細則

(目的)

第1条 部門別検査研究班(以下、研究班という)は、事業部の司る事業活動及び会員の学術の向上を図り、県民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

(組織、活動業務)

第2条 研究班の組織及び事業活動業務は、別表1に基づくものとする。

2. 会員は、希望する研究班に自由に参加できるものとする。

(運営委員)

第3条 研究班を円滑に運営するために、理事会で定めた数の運営委員を置く。

2. 運営委員は、会員から選出し、会長が委嘱する。
3. 運営委員は、各研究班毎に互選により、研究班長と会計担当を選出しなければならない。
4. 研究班には、副班長を置くことができる。副班長は、当該班の運営委員から選出する。
5. 運営委員の任期は、2年とする。但し、再選は、妨げない。

(研究班長)

第4条 研究班長は、所属する研究班の事業活動業務を統括する。

2. 研究班長は、年間計画を毎年度開始前に事業部長に提出し、総会の承認を得なければならない。また、一事業終了毎に別に定める様式により、活動内容を記載して事業部長に提出しなければならない。

(会計担当)

第5条 会計担当は、研究班毎に会計簿を作成し、事業の収支を記帳し、現金の保管、出納を明確にしなければならない。

2. 事業活動の収支予算書及び収支決算書を事業活動終了後1ヶ月以内に事業部長に提出しなければならない。
3. 各研究班の会計監査は、事業部長と会計担当部長が毎年2回実施する。

(副班長)

第6条 副班長は、研究班長を補佐し、班の事業活動業務を掌理する。

2. 研究班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(学術顧問)

第7条 研究班の専門的な技能の指導、助言を求めため、学術顧問を置くことができる。

2. 学術顧問は、各研究班からの推薦により、会長が委嘱する。
3. 学術顧問の任期は、2年とする。但し、再任は、妨げない。

(事業活動)

第8条 各研究班は、事業部の司る事業活動の内容に最も適した研究班が中心となり、これを実行するものとする。

2. 事業活動が多岐にわたるときは、各研究班が連携して、事業活動にあたるものとする。
3. 学会の開催及び機関誌、会報等の発行は、編集委員と各研究班が協力してこれにあたるものとする。
4. この他事業活動から派生する業務には、それぞれの研究班があたるものとする。

(研究班学術活動)

第9条 臨床検査技師、衛生検査技師の学術の向上のために各研究班は、県民の健康保持増進に寄与すべく、常に会員の学術の研鑽を行うものとする。

2. 各研究班は、常に地区代表と協議し、地区研修会、講演会等の便宜を図り、会員の技能の向上を通して地区県民に寄与するとともに、地区組織の発展強化に勤めなければならない。

(雑則)

第10条 この細則は、理事会の議を経なければ、変更することはできない。

附則1. この細則は、平成10年2月12日から施行する。

別表1. 部門別検査研究班組織、事業活動業務(五十音順)

研究班分類	事業活動業務
一般検査研究班	一般検査に関すること
血液検査研究班	血液検査に関すること
血清検査研究班	血清学的検査に関すること
公衆衛生検査研究班	公衆衛生に関すること
細胞検査研究班	細胞検査に関すること
生理検査研究班	生理検査に関すること
微生物検査研究班	微生物検査に関すること
病理検査研究班	病理検査に関すること
輸血検査研究班	輸血検査に関すること
臨床化学検査研究班	臨床化学検査に関すること
臨床検査情報システム研究班	情報処理に関すること

総会運営規程

(総則)

第1条 社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会（以下、会という）の総会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

(司会者)

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

(議長の選出)

第3条 司会者は、仮議長となって、議長を選出する。議長は2名とする。

(資格審査委員会)

第4条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

2. 資格審査委員会は、各地区ごとに選出された地区代表7名によって構成する。

3. 委員長は、地区代表の互選によって選出する。

(資格審査)

第5条 資格審査委員会は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第6条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。ただし、資格審査委員が兼ねることができる。

(議事運営委員会の任務)

第7条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

(1) 議事日程の時間の割り振りと変更

(2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い

(3) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置

(4) 地区からの提案及び動議の受付ならびにその処置

(5) 会場配布文書の取り扱い

(6) その他、議事運営に必要な事項

(書記)

第8条 議長は、会議の議事を記録するため、書記2名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第9条 議長は、総会の宣言をする。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

2. 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先だち所属地区（又は施設）、氏名を明確にし、発言終了後その要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出及び動議)

第11条 1. 削除。

2. 緊急の事情により総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員長に提出する。

3. 予算をとまなう案件については、必要とする経費を明らかにした文書をそなえなければならない。

(採決)

第12条 採決を行うとき、議長はその表決に付する問題を宣言しなければならない。

第13条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも近い修正案より先に表決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について表決しなければならない。

2. 表決にあたっては、代理人の表決は委任された数を含む数とする。ただし委任を受ける数は最小限とする。

第14条 表決は、次の方法のひとつとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票

第15条 表決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第16条 議長は、議事録署名人を定め、総会終了後10日以内に会長に提出しなければならない。

(傍聴者)

第17条 削除。

(規程違反)

第18条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

(規程外事項)

第19条 この規程で定められていない事項が発生したときは、その都度総会にかけて定める。

(雑則)

第20条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1. この規程は、昭和57年7月15日から施行する。

平成4年3月14日一部改訂

平成10年2月12日一部改訂

会計規程

(総則)

第1条 社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会（以下、会という）の会計は、定款および組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、会の事業に関する会計の基準を定め、会の適正な運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第3条 会計は、経理状況を明らかにするため、公正妥当な会計処理の基準に従って行わなければならない。

(会計の単位)

第4条 会計は、勘定科目に基づき、収入と支出に区分して行うものとする。

2. 収入の部は、一般収入と特別収入に分けて行い、一般収入は収入金のうち通常の収入を経理区分し、特別収入は一般収入以外の臨時的な収入を経理するために用いるものとする。

3. 支出の部は、一般支出と特別支出に分けて行い、一般支出は支出金のうち通常の支出を経理区分し、特別支出は一般支出以外の臨時的な支出を経理するために用いるものとする。

(会計担当者)

第5条 会計担当者には、理事会の会計部長があたる。

2. 会計担当者は、毎年度の予算案および決算書を作成して、会長に提出しなければならない。

3. 会計担当者は、会費、その他の収入の収納、経費の支払、金銭の出納、不動産・物品の管理およびその他の会計事務を行う。

4. 会長は、理事会の議決を経て会計補助者を指命し業務を補佐せしめることができる。

(会計担当者の引継)

第6条 会計担当者に異動が生じたときは、関係帳簿、書類について照合確認して引継ぎを終了した旨を記載した書類に両者が署名するものとする。

(帳簿の種類)

第7条 帳簿の種類は、次のとおりとする。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
 - ア. 銀行預金出納帳
 - イ. 振替貯金出納帳
- (3) 収入支出基本台帳
 - ア. 収入の部
 - イ. 支出の部
- (4) 備品台帳
- (5) 固定資産台帳
- (6) 有価証券台帳
- (7) 積立金台帳

(帳簿への記入)

第8条 取引は、すべてその取引の正当なことを証すべき

証拠書類によって関係帳簿へ記載しなければならない。

(証拠書類の整理)

第9条 収入および支出に関する証拠書類は、日付順に月ごとに区分して整理しなければならない。

(帳簿・書類の保存および処分)

第10条 会計に関する帳簿・伝票および書類の保存期間は、別表に定めるものとする。

(収入金の処置)

第11条 収入した金銭は、遅滞なく取引金融機関に預け入れなければならない

(支出金の処置)

第12条 次の支出に関する事項は、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 予備費の補充もしくは中科目を派用するとき。
- (2) 削除。
- (3) 会計部長が不当と認める支払い。

2. 支払いは、小切手を振出して行うを原則とするが小額の支払いは現金により行うことができる。

(領収書の徴収)

第13条 支払いをするときは、直ちに相手方から領収書を徴しなければならない。ただし、領収書徴収不能の場合は理事3名以上の認定を以て請求書又は領収書とすることができる。

(手持現金)

第14条 会計部長は、月々の現金支払いにあてるため手持現金を置くことができる。

2. 手持現金は、所要額を予定した必要の最小限とする。

(前渡金)

第15条 会計部長は、会長の許可を得て必要現金をあらかじめ他に渡すことができる。

(出納保管)

第16条 会計部長は、現金・預金または貯金の通帳・預り証書その他にこれらに類する証書もしくは証券を厳重に保管しなければならない。

(取扱金融機関)

第17条 会の預金講座を設ける金融機関は、理事会の議決を経て会長が指定する。

(財産の処分)

第18条 会の備品その他の物件は、理事会の議決により処分することができる。

(会計監査)

第19条 この会の監事は、会計監査にあたり会計部長にたいして、現金・帳票および関係書類の提示・資料の提出・事実の説明その他監査に必要な事項を要求することができる。

(補則)

第20条 この規程に定めない会計処理に関する措置については、会長の決裁を経て理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第21条 この規程の変更は、理事会の議決によるものとする。

附則1. この規程は、昭和57年11月20日から施行する。

平成4年3月14日一部改訂

平成10年2月12日一部改訂

帳票保存期間一覧表

期 間	項 目	摘 要
永久保存	1. 予算案および決算報告書	

2. 契約書類

3. その他会長が必要と認める書類

10年保存

1. 現金出納帳

2. 預貯金出納帳

3. 収入支出基本台帳

4. 会費・寄付金収納台帳

5. 備品台帳

6. 固定資産台帳

7. 有価証券台帳

8. 積立金台帳

9. 支払に関して受取った領収書

10. その他会長が必要と認める書類

3年保存

1. 収入伝票・支払伝票

2. 伝票の附属書類

3. その他会長が必要と認める書類

旅費規程

第1条 社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会の役員その他の者で会務のため旅行するときは、この規程により旅費を支給する。

第2条 旅費は、順路により計算する。ただし、会務都合または天災その他やむを得ない事由で順路経より旅行し得ない場合は、その現に経過した経路による。

第3条 旅行日数は、会務のため要した日数による。

第4条 旅費は、鉄道賃・船賃・航空賃・車馬賃・日当・宿泊料・食卓料の7種とする。

第5条 日当は、日数に応じ宿泊は夜間に応じて支給する。

第6条 旅費支給上路程は、鉄道・軌道は鉄道官庁調、水路については、水路官庁調、陸路については郵便略図によりこれを計算する。

2. 前項によりがたいときは、理事会の決定による。

第7条 会務のために要する交通費は、原則として普通車実費とし日当1日1000円・宿泊料1泊10,000円・食卓料1回1,000円とする。ただし、食卓料は、4時間を

超える場合に支給する。

第8条 出張を必要とするときは、用件・出張先・出発帰着月日・出張者氏名を記載し会長の承認を受けなければならない。

第9条 出張した者は、帰着後10日以内に旅費を請求しなければならない。

第10条 会長は、時宜により旅費の一部もしくは全部を支給しないことがある。

第11条 この規程により処理しがたい場合は、理事会の決定による。

第12条 この規程の変更は、理事会の議決によるものとする。

第13条 この規程は、平成元年9月1日から施行する。

平成10年6月11日一部改訂

平成20年5月24日一部改訂

表彰規程

(総則)

第1条 社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会（以下、会という）が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 会の発展に顕著な功績のあったものを表彰し、会員の意識の高揚と資質の向上をはかることを目的とする。

(表彰の種別)

第3条 表彰の区分は、次の各号とする。

- (1) 功労者
- (2) 学術業績者
- (3) 特別表彰

(表彰の基準)

第4条 表彰者の基準については、次の各号による。

- (1) 功労者 — 会の目的遂行上顕著な功績があった者で次の事項に該当するもの
 - (一) 継続して35年以上の会員で年齢60歳以上であること
 - (二) 会長又は役員経歴者であること
 - (三) 特に功績が大であると認められた者
- (2) 学術業績者 — 学術研究において優れた業績を挙げた者会長賞、特別賞は会誌掲載論文の優秀であるもの
- (3) 特別表彰 — 特別の表彰は前各号のほか会

員で公的な奉仕活動に参加したものと及び賛助会員等で特に表彰を必要と認めたもの

(被表彰者の内申)

第5条 地区代表及び研究班長は、表彰該当者がいるときは内申書を会長に提出する。

2. 内申書には、該当者の氏名、生年月日、職歴、会員歴（役員歴を含む）、表彰歴等、表彰区分について詳細に明記する。

(被表彰者の決定)

第6条 会長が内申書をうけたときは、理事会で審査のうえ決定する。

(表彰方法)

第7条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- (1) 功労者の表彰は、総会で行う。
- (2) 学術業績者表彰、特別表彰は学会式典等で行う。
- (3) 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を添えることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で決定する。

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1. この規程は、平成3年11月9日から施行する。